



コロナ禍 昨年より3割以上収入減ったら 国保税が減免されます

「3割減収」の規定について、野洲市の場合、①給与所得者は、今年1月から直近までの給与明細の写し等。②事業者等は、昨年度の月別売り上げ、及び、今年1月から直近までの帳簿の写し等で減免の判断がされます。

- ①世帯主の収入等（事業や不動産、給与から得ている収入）が、前年と比べ3割以上の減少が見込まれる世帯です
 - ②事業収入以外の収入（売り上げ）が400万円以内の場合が対象となります
 - ③事業主による解雇などで、収入が3割減少した方です
- 世帯主が、新型コロナウイルス感染によって死亡、または重篤な傷病を負った世帯は全額免除されます

適用には申請が必要です 減免制度を活用して負担を軽減しましょう

今年度の国民健康保険税の納付通知書が届いています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が大きく減少したご家庭もあると思います。3割以上の収入の減少が見込まれる世帯は国保税が減額、免除されます。それだけでなく、払いたくても払えない「高い国保税です。3割減収」のご家庭は多くあると思います。しかし、この減免制度は自己申請が必要。制度を活用して負担を軽減しましょう。

減免は今年2月から
さかのぼって申請可能

減免される期間は、20年2月1日から21年3月31日までが納期限の国保税。すでに納付している場合も、さかのぼって減免申請ができます。この緊急の制度を利用して、申請をしてください。



コロナだけではありません

野洲市でも高い国保税が払えなくて滞納する世帯が多くあります。コロナだけでなく、以下のような場合、減額される可能性があります。国保税についてのご相談は下記の議員にご相談ください。

- 昨年に比べ、収入が3割以上減った
- 医療費や介護費用で生活が苦しい
- 火災や水害、その他災害で生活が困難

所得が低い方には、法定減免があり、均等割や平等割については行政が当初から減免しています。

突然生活が大変になった方にも、減免はされます。

ご相談ください。

定額給付金の申請はお済みですか

申請でお困りのことはご遠慮なくご連絡ください

申請はもうお済みでしょうか。申請の仕方がわからない方やお困りの方は、ご遠慮なく下記の議員までお知らせください。申請は8月19日までです。もれなく申請しましょう。

やす民報

日本共産党野洲市委員会
2020年7月3日 No.369

市政や市議会へのご意見
ご要望をお寄せください

野並享子 北野1-7-10 (電話・FAX) 587-0985
 東郷正明 比江864 (電話・FAX) 589-4158
 工藤義明 小篠原879 (電話・FAX) 588-1856

ホームページをご覧ください

共産党野洲市議員団 検索